

株式会社 福島銀行 行動計画（第6回）

すべての社員が、仕事と家庭の両立を図りながら、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日から2024年3月31日まで

2. 内 容

目 標 1	男性の育児休業の取得促進の措置を図り、男性の育児休業取得率30%以上の実現を目指す。
-------	--------------------------------------------

<対策>

- 2021年4月～ ◎ 対象者へ育児休業取得のための情報周知を図るとともに、育児休業を計画的に取得できるよう上司(管理者)に対しても周知徹底と取得促進に向けた職場環境の構築を促していく。

目 標 2	休暇制度の利用促進のため、年次有給休暇・法定外有給休暇の一人当たり平均年間取得10日以上の実現を目指す。
-------	------------------------------------------------------

<対策>

- 2021年4月～ ◎ 取得促進が図れるよう、休暇制度の再整備も含め新たな措置等を検討していく。

目 標 3	在宅勤務等の場所にとらわれない働き方の制度導入をする。
-------	-----------------------------

<対策>

- 2021年4月～ ◎ 在宅勤務等の制度導入に向けた検討をし、試験的な運用等を経ながら、正式導入に向けて取り組む。